

外洋東関東
共 通
レース公示
ならびに
帆 走 指 示 書

日本セーリング連盟 (JSAF) 加盟団体
外洋東関東 (Higashi Kanto Ocean Sailing Club)

1. 責任の所在

艇と乗組員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは所有艇を最良な状態で十分な対航性を保ち、荒天の海においても対抗できる経験豊かなクルーを乗り込ませるよう万全を尽くさねばならない。さらに、オーナーは船体、スパー、リギン、セールおよび他のすべての備品を確実に整備し、また特別規定安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所をすべてのクルーに熟知させておかねばならない。また、レース艇がスタートするか否か、あるいはレースを続行するか否かはすべて各艇の責任のみで決定される。

本レースのレース委員会および実行委員会はレースの公平な成立のみに責任を担う。また、レースコースにおいて、主催、運営、協力に関する団体等はレース参加艇の乗員および安全について、何ら責任を負うものではない。

オーナーおよび艇長は上記基本規定を遵守し、且、乗組員各人に周知徹底の上、自己の責任を承知させること。

2. 適用規則

各レース委員会の製作したレース公示と航海指示書を参考のこと。

3. 参加資格

3-1 有効な ORC-Club のレーティング証書を有している艇。

3-2 オープン参加の場合は、各レースの航海指示書によること。

3-3 レース期間中以下の十分な付保範囲を持つ有効な保険を有している艇。

3-3.1 賠償責任保険

3-3.2 搭乗者障害保険（全乗員分）

3-3.3 捜索救助費用保険

3-4 通信設備が以下の条件を満たしている艇。

3-4.1 レース水域で使用できる2台以上の携帯電話を搭載していること。ただし、以下の装備と条件を満たすこと。

3-4.1.1 携帯電話を収容出来るウオータープルーフのバッグでの携帯電話保護。

3-4.1.2 艇内の電源から携帯電話のバッテリーを充電出来る装置の搭載。

3-4.1.3 携帯電話の電話番号のレース委員会への事前申告。

※ 推奨設備として携帯電話用外部アンテナの取り付けが望ましい。

3-4.2 JSAF 海岸局に加入し同海岸局と通信ができる（Ch71、74 が免許状に記載されている）VHF 無線通信局は推奨とする。

3-3 乗員資格

各レース委員会の製作したレース公示と航海指示書を参考のこと。

4. 公式掲示板

4-1 競技者に対する通告は、該当レースの追加航海指示書に示される方法によって行われる。

4-2 原則として陸上においてのフラッグの掲揚、音響による通告、指示、連絡は行わない。

5. 航海指示書の変更

5-1 HKC 共通航海指示書と各レースの追加航海指示書に矛盾がある場合は後者を優先する。

5-2 海上においても航海指示書の変更は口頭で行う場合がある。

6. 日程

外洋東関東レース計画による

7. レース旗及びクラス旗

7-1 レース旗 : レース艇はJSAFクラブ旗・レース旗の順に掲揚し、チェックインから自艇のレースが終了するまでは、**レース旗の下辺がデッキより1.5m以上の高さ**になるように掲揚する事。

7-2 クラス旗 : 掲揚は該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

8. スタートエリア : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

9. コース : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

10. マークの種類 : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

11. スタート

11-1 チェックイン : 参加艇はレーススタート時刻* **10分前*** までに、* **L旗*** を掲揚しているスターティングボートまたは運営艇後方をスターボードタックで通過し、セルナンバールおよび乗員数を運営艇に伝えて出走の確認を受けなければならない。

11-2 スタート方式 : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

11-3 事前にレイトスタートの手続きをとってない艇は、スタート信号後* **20分*** を超えてからスタートラインを横切ってもスタートとは認めない。

12. スターティングライン

スターティングラインはアウトターマークと、スターティングボートのマストを結ぶ見通し線上とする。

13. レイトスタート

13-1 レイトスタートは、**レース委員会に申告し、レース委員長が正当と認めた場合のみ**に当該艇は正規のスタート時から* **30分以内*** にスタートすれば出走艇とする。

13-2 その艇の所要時間は正規のスタート時から計時される。

14. リコール

リコール艇名はVHF71chで放送する場合もあるが、放送に関する教済要求は受け付けない。(RRS29.2への追加)

15. 運営艇

15-1 スターティングボート : J A S F 大エンサイン を掲揚する。

15-2 フィニッシングボート : J A S F 大エンサイン を掲揚する。

15-3 その他の運営艇 : J A S F 大クラブ旗を掲揚する。

16. 公式日の出、日没時刻

16-1 公式日の出時刻、日没時刻は、追加帆走指示書に従うこと。

共通帆走指示書

16-2 日没から日の出までの間は海上衝突予防法を適用し、RRS第2章は適用しない。

17. **フィニッシュライン** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

18. 失格に代わる罰則

18-1 RRS第2章の規則違反以外の失格に代わる罰則として、早すぎるスタートをし、定められた方法でリコールを解消しなかった艇については、OCSに代えてタイムペナルティとして* **5%** が所要時間に課せられる。

19. **タイムリミット** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

20. **航跡図への記入** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

21. **無線通信** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

22. 帰着申告

22-1 帰着申告は、レース報告書および航跡図に必要な事項を記入し、艇長署名の上、自艇のフィニッシュ後2時間以内に当該レース本部またはフィニッシングボートに提出しなければならない。

22-2 提出書類が正しく記載されていない場合、あるいは提出期限に遅れた場合は* **20%** の順位ペナルティを課す。

23. レースの成立

23-1 1艇以上のタイムリミット内フィニッシュを持ってレースの成立とする。

24. レースの中止

24-1 スターティングボートに* **N旗** と* **A旗** を掲揚され音響3声を発してレースを中止した場合は、直ちに各マリナーに帰港するものとする。

24-2 その後のスケジュールは、本帆走指示書、第4項の公式掲示板に定められた方法にて行う。

24-3 エントリー締切日までに参加艇の総数が3艇未満の場合はレースを中止する。
その場合はエントリー費を返却する。

25. インスペクション

25-1 インスペクターはレース委員長によって任命され、事前インスペクション、各レース後及び本シリーズ期間中、諸条件に適合しているか否かをチェックする権限を持つ。

25-2 レースの公平さの保持とオーナー、艇長の避けられない責任を喚起するため原則行い、レース委員会の判断により、フィニッシュした全艇又は任意に選択した艇に対して実施される場合もある。

26. プロテスト委員会

プロテスト委員会は3名以上をもって構成され、審問及び判決に関しては3名以上により行われる。

27. 抗議

共通帆走指示書

- 27-1 抗議する艇は、フィニッシュ直後にフィニッシングボートにその旨を伝え、所定の抗議書を用い自艇のフィニッシュ後* 2時間以内* にレース本部まで提出すること。
- 27-2 プロテスト委員会が決定した審問の日時は公式掲示板に掲示される。

28. レース艇の義務

出艇申告をし、スタートしない艇および棄権艇は、レース本部まで直ちに連絡しなければならない。連絡は必ず艇の責任者が行い、第三者に伝言を託してはならない。

29. 支援艇

いかなる支援艇及び支援要員も、予告信号以降、レース終了、または延期、中止となるまですべてのレース艇に近づく事を禁止し、さらに運営に支障をきたす行為も禁止する。これに従わない場合は、支援艇に関連する艇がレース委員会による抗議の対象となる、さらに運営に支障をきたす行為も禁止する。これに従わない場合は、支援艇に関連する艇がレース委員会による抗議の対象となる。

30. **レース本部** : 該当レースの追加帆走指示書に従うこと。

31. 緊急救助体制

各艇からの連絡状況、気象、海象の状況から遭難の可能性が高いとレース本部が判断した場合は、当該艇の緊急連絡先に連絡し協議の上、当該艇の緊急連絡先より海上保安庁に捜索要請を行う。

付則-1 通信規定

(携帯電話及び国際 VHF による通信方法、時間はすべて JST)

目的	時刻・時間	接続方法	通話・報告内容と通信例	その他
VHF 使用 チャンネル 71ch スタート前 の 通話確認	該当レースの 追加航海指示 書に従うこと。	本部艇⇒各艇	本部から コールサイン 感度はいいですか レース艇から コールサイン 感度良好 通信終わり	VHF、携帯電話ともに接続 性、通話感度、明瞭度等の確 認を行う。 ＊呼出方法 レース委員会が各艇を順次呼 びだす。 携帯電話では2度の接続不可 の場合、申告された2台目の 携帯電話に接続を試みる。
			コールサイン 位置(緯度・経度) 気象・海象・艇・乗員の 状況	VHF、携帯電話ともに同運用 手順とする。
レース中の 非常時通報	随時	各艇⇒本部	コールサイン 位置(緯度・経度) 連絡内容、気象・海象 艇・乗員の状況	VHF、携帯電話ともに同運用 手順とする。 視認できる艇、船舶があれば 本部に連絡する。
		本部⇒各艇	確認、依頼	各艇に常時通信が可能となる 指示する場合もある。
フィニッシュ の予告	予定1時間前	当該艇⇒本部	レース本部 自艇コールサイン フィニッシュまで XXマイル 艇速 XXノット フィニッシュ予定時刻 通信終わり	VHF71ch か携帯電話にて連絡 をとる。

＊ 事故防止、捜索協力等のために VHF、携帯電話での義務事項を以下に定める。＊

- VHF：1 スタート1時間前より、フィニッシュ1時間後まで、海上保安庁他の各種警報などの入手のため CH16 を聴取常時受信可能な状態にしておくこと。
- 2 毎時 05 分から、CH71 の聴取と相レース海域の気象通報の聴取に極力努めること。
- 3 本部と直接通信が出来ない場合は他艇に中継依頼をし、通信の確保に努力すること。
また、依頼された艇は中継に協力すること。
- 4 CH16 は呼出しチャンネルであるため通話は船間波に変化して行うこと。

携帯電話：スタート1時間前より、フィニッシュ1時間後まで常時通信可能な状態にしておくこと。

＊ 本部電話番号は追加航海指示書に記載する。

付則-2 レース参加申し込み

1. 出艇料、乗員参加料の振込締切日（期限厳守）

1-1 個別のレースに個別に出艇料を支払う場合。

該当レーススタート週の月曜日 15:00 まで。（個別レースの実施要綱参照）

1-2 出艇料：各レースの公示や帆走指示書による

1-3 参加者が出艇料を振り込み後に、主催者の都合によりレースが実施されなくても一括前納出艇料の返還はしない。

1-4 参加者が自己の都合により、レースに参加しなくても一括前納出艇料の返還はしない。

2. 乗員参加料 JSAF加盟 外洋団体会員 無料

JSAF一般会員 1名 ¥2,000 (振込料は参加者負担)

非会員 1名 ¥3,000 (振込料は参加者負担)

ただし、艇オーナーがレース参加する場合にはオーナー特権として一般会員、非会員2名までは無料とする。

3. 個別レースエントリー振込先

各レース委員会の振込先（個別レース公示を参照）

4. 参加申込、出艇申告締切、乗員の変更

4-1 当該レーススタート週の月曜日 15:00 まで

4-2 参加申込、出艇申告、会員証（乗員分）は、HRC所定の用紙に必要事項を記入し、当該レース毎に各レース委員会にFAXにて提出すること。

4-3 出艇申告後の乗員の変更はレーススタート日の当日08:00迄に当該レース委員会指定の連絡先までFAXすること。

4-4 上記の通り提出できなかった場合には、レースへの参加を認められないか、該当レースは失格とする。

5. 他の証書の扱い

計測証書、JSAF特別規定確認申請書、ヨット保険証書等は当該レース申し込み締切日までにレース委員会にFAXにて提出すること。

6. 次の事項等は各艇の責任において確認すること。

レース公示、追加帆走指示書、スクラッチシート、エントリーリスト、その他の当該レース毎に異なる連絡事項等。

（各レーススタート1日前の金曜日00:00以降）

共通帆走指示書

付則-3 成績、得点、表彰

1. 成績の算出方法、発表

1-1 原則として成績の発表は、後日、外洋東関東のHP又は所属マリーナのHP参照

1-2 ORCクラブ証書による成績算出（オープンは、各帆走指示書による）

1-2-1 原則として、タイムオンディスタンスにより計算する。

1-2-2 CTで同順位の艇がある場合はレーティングの低い艇を上位とする。

1-2-3 DAの係数を1、エージアローワンスの係数を1とする。

1-3 クラス分け

HKCでは、各クラス4艇以上を持って個別レースの表彰艇の対象となるが、参加艇が4艇に満たない場合は他のクラスに組み入れ成績を算出する場合もある。

2. 表彰

各レース共	ファーストホーム賞
	ORCクラブ 1-3位

(HKC規定により、クラス4艇参加で3位まで表彰、3艇参加で2位まで表彰、2艇参加で1位のみ表彰)

付則-4 問い合わせ先、緊急連絡先

J S A F加盟団体事務局 外洋東関東 (FAX) 0479-82-8898

(Mail) koya@jsaf.or.jp

海上保安庁緊急電話

118